

1. ポイント

- **UPZ内20の離島について防護措置を具体化**
 - ・一時移転が必要となった場合は、海路等により一時移転等を実施
 - ・海路避難等ができない場合、放射線防護対策施設等で屋内退避を継続
 - ・各島ごとに、全住民を収容できる放射線防護対策施設を整備(※)

※島内避難及び架橋により本土へ避難できる島を除く。
- **PAZ約8100人について複数の避難経路、避難先を確保**
 - ・避難に必要となるバス等の輸送能力を確保
 - ・避難施設を一般住民向け約8600人分(18施設)、要支援者向け約7200人分(127施設)を確保
 - ・無理に避難すると健康リスクが高まる者等のための放射線防護対策施設(6施設)を整備
- **UPZ約25.5万人について複数の避難経路、一時移転先を確保**
 - ・一時移転に必要となるバス等の輸送能力を確保
 - ・避難先施設を約30万人分確保(約2200施設)



2. 経過

- 作業部会を14回開催し、関係者間で議論。
- 11月22日の「玄海地域原子力防災協議会」においてとりまとめ。

3. 地域原子力防災協議会での確認

- 各関係者が内容について確認の上、以下を表明。
 - ①佐賀県、長崎県、福岡県
 - ・関係自治体等と連携し、更なる充実化を継続
 - ②国
 - ・玄海地域原子力防災協議会を通じて支援を継続
 - ③九州電力
 - ・福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことに確実に対応
 - ④実動組織4省庁(警察、消防、海保、自衛隊)
 - ・不測の事態には、関係自治体等からの要請・ニーズにより、必要な支援を実施
- その上で、以下のとおり確認
 - ・関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的である
 - ・原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的である

原子力防災会議

- 議長: 内閣総理大臣
- 構成員: 全ての国務大臣、原子力規制委員長、内閣危機管理監等
- 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時からの総合調整

地域原子力防災協議会
(原子力発電所の所在する地域ごとに設置)

- 基本構成員: 各府省庁指定職級、副知事(必要に応じ、関係市町村や電力事業者も参加)
- 緊急時対応の確認等の重要事項を協議

地域原子力防災協議会作業部会

- 基本構成員: 関係府省庁、自治体の担当者
- 個々の論点について、担当者間で検討
- 地域原子力防災協議会を補佐

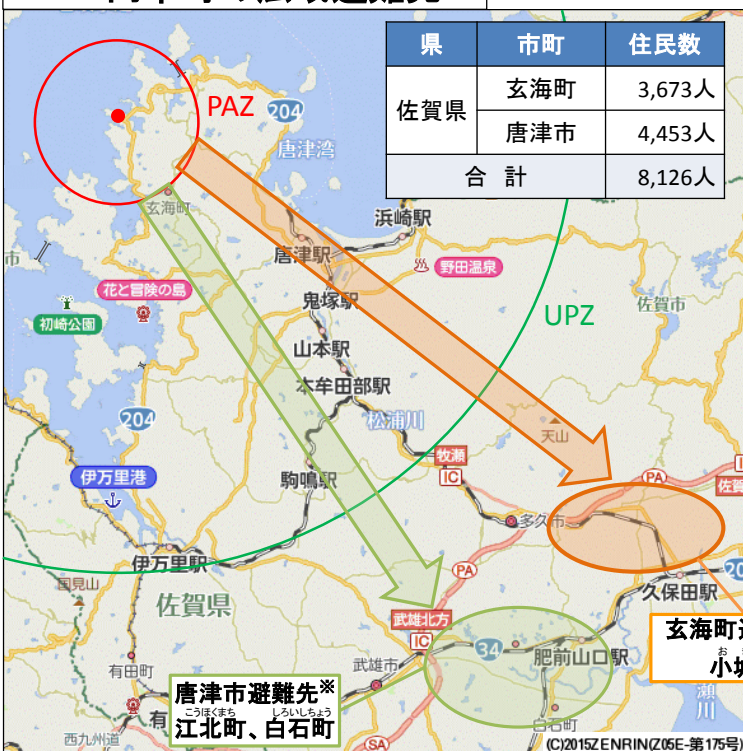
(参考) 玄海地域における広域避難先

玄海地域における原子力災害対策重点区域

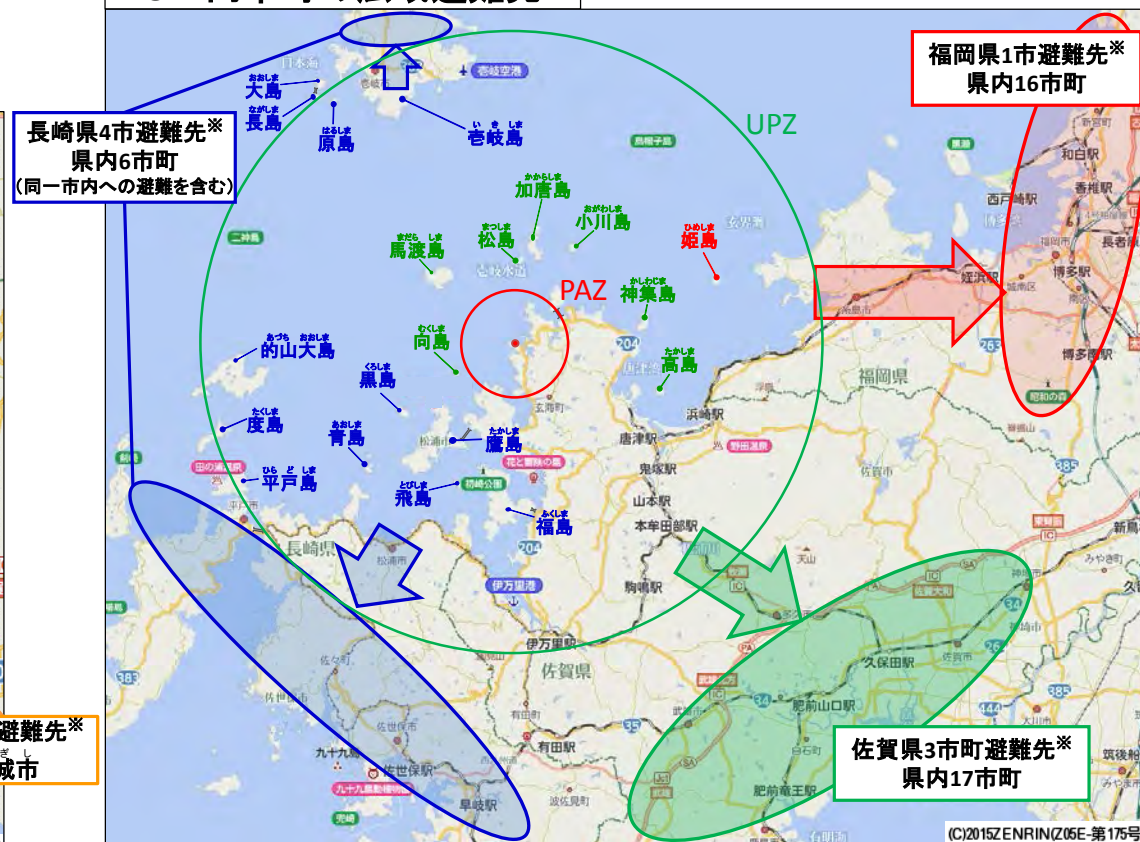


関係県	PAZ内 (概ね5 km)	UPZ内 (概ね5~30km)	合計
	佐賀県	8,126 人	
長崎県	—	60,371 人	60,371 人
福岡県	—	14,826 人	14,826 人
合計	8,126 人	254,700 人	262,826 人

PAZ内市町の広域避難先



UPZ内市町の広域避難先



*自然災害等により避難先に避難できない場合は、県が調整の上、各県内で代替避難先を確保